

●香川県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年3月29日

香川県監査委員	林	勲
同	鍋嶋	明人
同	綾田	福雄
同	黒島	啓

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
善通寺警察署	平成25年1月8日
琴平警察署	〃
坂出警察署	平成25年1月9日
高速道路交通警察隊	〃
高松南警察署	平成25年1月10日
東かがわ警察署	〃
交通機動隊	〃
高松西警察署	〃
運転免許課	平成25年1月15日
警察学校	〃
高松北警察署	〃
機動隊	〃
交通企画課	平成25年1月29日
交通指導課	〃
交通規制課	〃
刑事企画課	〃
捜査第一課	〃
捜査第二課	〃
組織犯罪対策課	〃
鑑識課	〃
科学捜査研究所	〃
公安課	平成25年1月30日
警備課	〃
生活安全企画課	〃
地域課	〃
少年課	〃
生活環境課	〃
総務課	平成25年1月31日

企画課	”
人事課	”
監察課	”
会計課	”
厚生課	”
情報管理課	”
さぬき警察署	平成25年2月27日
高松東警察署	”
小豆警察署	”
丸亀警察署	”
三豊警察署	”
観音寺警察署	”

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

なお、捜査報償費については、関係会計書類等の照合・調査を行うなど一般捜査費及び捜査諸雑費について監査を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 超過勤務手当の支給について

超過勤務を命ずる場合は、超過勤務等命令簿・実績簿に所要の事実を記入して命令することとなっているが、超過勤務等命令簿・実績簿の記入なしに超過勤務をし、超過勤務手当が支給されているものがあった。(観音寺警察署)

(3) 検討指示事項

該当事項なし